

議案第九十七号

中部広域行政管理組合規約を変更する協議について

次のとおり中部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年九月十八日

三朝町長 安田真一郎

平成元年九月三十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

中部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

中部広域行政管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 ふるさと市町村圏計画の策定及びふるさと市町村圏計画に基づく事業実施の連絡調整に関すること。

第三条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号のふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づく広域的事業のうち、次に掲げる事業の実施に関すること。

- イ 観光に関する事業
- ロ 健康づくり及びびスポーツ活動に関する事業
- ハ 地域イベントの開催に関する事業
- ニ 地場産業振興に関する事業
- ホ 文化に関する事業
- ヘ 高齢化対策に関する事業
- ト 地域間交流に関する事業

チ 高度情報化に関する事業

リ 人材活用及び人材育成に関する事業

第十四条第一項中「補助金」の下に、「出資金」を加え、同条第二項中「の総額及び組合市町村の負担すべき額は」を「又は出資金の総額及び組合市町村が負担し、又は出資すべき額は」に改め、同条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

(中部ふるさと市町村圏振興事業基金の設置)

第十四条 組合に、中部ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、組合市町村の出資金等により設置する。

3 基金の運用から生ずる収益は、第三条第二号に規定する事業を実施するための財源として利用する。

(出資金総額相当額の処分の制限)

第十五条 基金に属する財産のうち、組合市町村からの出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

(基金財産に対する組合市町村の権利)

第十六条 組合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ、各組合市町村に帰属する。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。